平成２５年（フ）第４７１号
横浜市泉区和泉町4284番地27　サンハイム若葉202号
債務者　石井　正彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７２号
神奈川県茅ヶ崎市西久保802番地　大和ハイツ103号室
債務者　上田　敏充
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
横浜市南区高砂町１丁目５番地２　ライオンズマンション千歳102
債務者　真田　義己
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８５号
横浜市中区若葉町１丁目７番地　第１新井ビル206号室
債務者　小沢　　満
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市鶴田町2055番地35、前住所栃木県宇都宮市鶴田１丁目17番５号　セジュールａｎ２号館203
債務者　関根　良治
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１５号
栃木県宇都宮市峰４丁目２番24号
債務者　石井　信久
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３６号
川崎市宮前区犬蔵３丁目５番１―311号　福士方、前住所横浜市南区大岡３丁目52番１号井戸口荘202
債務者　澤井　恵美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
栃木県大田原市北野上1820番地
債務者　井上　礼子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２５号
栃木県宇都宮市鶴田町3248番地、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3106番地28
債務者　井上シール工業こと　井上　良雄
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９９号
横浜市神奈川区羽沢町738番地１　グランドールM201号
債務者　渡部七五三行
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３号
神奈川県大和市鶴間１丁目27番12―410号
債務者　豊田　直子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
大分県宇佐市院内町下恵良158番地の１
債務者　小野　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月３日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
栃木県小山市大字東黒田199番地14
債務者　柏倉　　努
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部